

唐招提寺藏片仮名文説話三種 影印・翻刻並に解説

——「取鷹俗母縁」「役行者悲母事」「桃華因縁」——

山 本 秀 人
宇 都 宮 啓 吾

唐招提寺には、中世書写の、片仮名交り文で書かれた説話「取鷹俗母縁」(二二三号)、「役行者悲母事」(二三三号)、「桃華因縁」(二三六号)の各一帖が蔵せられている。これらは、唐招提寺の森本孝順前長老が蒐集された聖教の中の一部であり、『唐招提寺古経選』(中央公論美術出版、昭和五十年九月)に解題が収められている(番号はこれによる)。「取鷹俗母縁」は鎌倉中期頃、他の二点は室町初期頃の書写と見られる(「役行者悲母事」は残簡)。いずれも縦一〇〜一五センチ程度の小型サイズである点、共通している。これらは、僧侶が唱導に用いるための譬喩因縁譚の手控えとして、携帯に適するよう小型に作られたものであり、実際に唱導の場において用いられたものと考えられる。三点とも、国文学史、仏教史の貴重な資料となることは勿論のこと、国語史資料としても、鎌倉時代の言語、及びそれに繋がる室町時代初期の言語を知る上で貴重である。これまで一部の研究者には注目されて来たが、ここに広く学界に資するために、全文の影印・翻刻を掲げて紹介する。

影印、翻刻、解説の掲載方法等については、左記の凡例の如くである。

凡 例

- 一、「取鷹俗母縁」「役行者悲母事」「桃華因縁」の順に、各資料毎に、影印、翻刻、解説を掲げる。
- 二、「桃華因縁」は錯簡となっているが、影印は現状の順序のままに掲げ、翻刻では本来の順序に正して掲げる。その際、影印、翻刻とも、本来の丁数を無印にて示し、現状の丁数はへんじに括って示す。
- 三、翻刻の方法については以下の通りとする。

(1)「シテ」の合字(各解説の仮名字体表参照)は、シテと表記する。

(2)破損の甚しい文字等は、残画や文意等によって推定したものを□に囲んで示し、推定不能または存否不分明の文

字等は空白の□で表す。

(3) 塗抹によって抹消された文字等は、■で表す。

(4) 適宜*を附して脚注を施す。

(5) 料紙の貼り合せ部分に記入された紙数、及びその類とらしい書入れは翻刻の対象としない。

四、「取鷹俗母縁」「役行者悲母事」の翻刻、解説は宇都宮、「桃華因縁」のそれは山本が担当した。

〔附記〕この度の原本閲覧、撮影、公刊については、遠藤證圓長老猊下を始め、唐招提寺御当局各位には格別の高配を賜った。また、花野憲道師には、閲覧、撮影に際して御教示、御助力を賜った。記して深謝申上げる。

表紙

取鷹俗母縁八卷

(花押)

見返

日*

*「日」は上下逆

1オ
1

日本法花驗記下云

2

陸奥國ニ一人俗候ヒキ獵捕

カリスナトリヲ

3

爲シテ宗ト鷹ヲ取ヲモテ業トセリ身ノ上ノ

4

衣裳ト云モ鷹ヲアキナンテ儲之

5

□中ノ食物モ鷹殺テ化易□

1ウ
1

捻テ妻子眷屬ヲカヘリミ候事モ

2

偏ニ鷹取テ○然間如例取

3

鷹ヲ之候ケレハ鷹モ賢キ鳥候レハ

4

前々作ル所ニハ巢ヲ不凜ニ遙ニ

5

峩々タル石ハラノ中ニ飛至ラ巢造リ*

*「テ」の誤写

2オ 1 其ノ時ニ鷹取男走求ルニ多日カ

2 間タ尋テ巢ノ在處ヲ見候ケレハ

3 凡以ノ外□アシキ石巖ノ洞ヲノ

4 臨メハ下ヲ大海ナリ青水浩浩々々○上ヲ見レハ*

5 虚空ナリ白雲眇々タリ其岸ノ中ノ程

2ウ 1 少シ凹ナル所ニ造テ巢ヲ一生メリ子ヲ一

2 是事ヲ見了テ鷹カ取家ニ歸ヘテ

3 歎キ申様我カ身ハ年來之之間

4 取鷹ヲ一与人其價直ヲモテコソ

5 朝夕オ送クルハカリ事トモシ衣食ノ

3オ 1 二事ニモ充ル事ニ候ハン見□鷹ノ佳所ヲ一*

2 人ノ可キ通様モ不見一何カスヘキト

3 歎如是一歎テ傍人ヲ語り申様

4 我何ニモシテ鷹ヲ子ヲ取ト思汝我カ

5 □エ我詞ハニ○巖□上岸ニ一ノ杖

*「リ」の誤写

*「住」の誤写

*「ノ」の誤写

3ウ 1 □立テム數百余尋ノ繩ヲモテ

2 件ノ杙クヒニ結ヒ付又繩ノハシニ一ノ

3 大ナルアシカ笥カクミ繫テ我カ身ハ笥カノ中ニ入ム

4 汝チ繩ヲ取漸々ニカム石ヘ下セ即鷹ノ

5 子ヲ取テ笥ニ入テ我カ留テ巢ノ本ニ候ハム

4オ 1 先鳥リ引キ舉ヨ我ヲハ次ニ又引

2 上給ヘト約束シ了○如約束ノ一

3 鳥ノ皺*ヲ裏テ入彼ノ笥ニ一先舉鷹一

4 人引上テ候ケレハ鷹ノ子ヲハ他人*□

5 領シツ鷹取ヲハカン石ニ捨置

4ウ 1 即彼人鷹年*カ家ニ候申圖字ニ「ヌ様」

2 汝カ夫ハ巖ヨリ落テ已死去シ了○

3 聞此事了妻子悲泣眷屬愁○歎

4 鷹取ハ居巢ノ中ニ待テ笥ノ來ヲ一

5 欲登ト已不下笥經二三日ヲ一

*「雛」の誤写

*存否未詳

*「取」の誤写

5オ1 卽其ノ人巢ノ中曲マリ居少モ

2 不動身ヲ一若身ヲモハタラカサハ

3 可落大海ヘ一只待死期ニ泣居タリ

4 然モ是ノ男頃年之間毎月十八日

5 持齋ニシテ清衣ヲ著シ身ヲ清淨ニキヨメ

5ウ1 法花經ノ第八ノ卷ヲ讀誦奉ル

2 身ニテ候然間此俗忽遇カル、

3 苦ニ苦ニ念觀音ヲ一更无余念一

4 我年來之之間生キ物ノ命ヲ斷チ

5 飛翔鷹ヲ取其ノ罪ノ酬ニテ

6オ1 今此苦患ニ願南无大悲觀

2 世音我身決地獄へ落候ナラス

3 欲殺生ノ罪ヲ滅シ地獄ノ苦助給へ

4 擧音一祈念シ候ケレハ

5 下ノ大海ヨリ大ナル毒蛇ニ

*「カ、ル」の誤写

*「願」の字形は「預」とも見ゆ

- 6ウ 1 出テ、巖上ニ擧テ口ヲ開テ我ヲ
2 欲吞ト一候ケル時ニ且モ命ヲ助ラ^ムト
3 思テ拔テ刀ヲ^{ツキ}一築立ツ蛇ノ頭何^{ナニト}
4 无^{アハ}テ^テ走テ鷹取即チ
5 蛇ノセナカニ乘リ候ケリ 其後
7オ 1 岸ノ上ニ指擧ツ見ハ蛇ハ即忽然トシテ
2 隱ヌ其ノ時思様我年來觀音ヲ
3 奉念故觀世音并大毒蛇ノ
4 身ト反テ我ヲ助ケ給ケリト
5 □シツ一心礼敬シ未曾有也ト思^思
7ウ 1 即我家ニ行テ見候ケレハ門ニ
2 物忌ノ札ヲ立家ニシメナウテ引ハ
3 已夫ニ後レテ七日ニ成也ト云、
4 閉門ニ無人モ一自開テ戸ソヲ入り居テ得ケレハ
8オ 1 妻子眷屬モ不思議也ト云喜ノ

- 2 涙ヲ流ス在地近隣ノ人モ不可思議
- 3 也ト奇アヤシム 卽十八日ニ當候ケル日如ク
- 4 例ノ一沐浴ケツサイシテ第八ノ卷ヲ
- 5 奉讀シ一候ケレハ開テ箱一見ニ經ヲ一
- 8ウ 1 經ノ軸ニ立タリ一ノ刀ナ一能、見ハ
- 2 我カ蛇ノ頭ニ築ツキ立タリシ刀也
- 3 爰以法花經ノ第八ノ卷反蛇ノ身ト一
- 4 來救我給ケリト云事ヲ弥信心ヲ起
- 5 發道心ヲ一出家入道シテ受持
- 9オ 1 法花經ヲ一永斷シハテ、惡心ヲ一
- 2 臨終正念ナリケリトコソハ注置
- 3 候 以之思之候ニ

「取鷹俗母縁」解説

宇都宮啓吾

一、書誌的事項

本資料は唐招提寺に於いて古経番号「一二三」として蔵される片仮名文資料一帖である。

外題に「取鷹俗母縁」と墨書のうちつけ書きがされているが、「俗母」に関するは文中に出ておらずこの題がどのような理由で付されたのかについては未詳である。外題の右傍には「八巻」とあり、全八巻の書であることを示すのではなく、本書の出典である「大日本国法華験記」第百十三「奥州鷹取男」によれば靈験の所以が「妙法蓮華経」巻第八の加護であるとされており（「明知法華第八。変蛇來救我」）、この故をもって「八巻」という傍書がなされているものと考えられる。表紙・本文の料紙は共紙の楮打紙で、見返しも共紙。見返しには左下に「日」字が上下逆に書かれている。本文の書き出しが「日本法花験記下云」で始まることから考えて、天地を違えた書き損じの結果「日」字が上下逆に残っているものかと疑われる。装丁は粘葉装。現状は糊が離れた為に上下二箇所を糸綴じ（但し、下は綴じ穴のみ）となっている。縦が16・5 cm、横が10・4 cmで一面5行、一行15字、墨付き9丁の懐中本と考えられる。

本文は全体が漢字片仮名交り文で、次の例の如く漢字に訓の施された箇所が間々存し、

・ 陸奥國ニ一人俗候ヒキ獵捕カキネカトリヤ爲シテ宗ト鷹ヲ取ラモテ業トセリ（オ2）

・ 且モ命ヲ助ラ因ト思テ拔テ刀ヲ築立ツ蛇ノ頭何（ウ2）

又、語注も一箇所存する。

・ 凡以ノ外大船ナリ□アシキ石巖ノ洞ヲ臨メハ下ヲ青水浩々（オ4）

先に示したごとく、本書は「大日本国法華驗記」第百十三「奥州鷹取男」を出典とするが、忠実な訓読文のごとき資料ではなく、独自の改編もなされている。また、後掲のように「取鷹俗母縁」中には本文の省略乃至は話題を転換するとおぼしき箇所「○」（補入符とは別）が付されている。

【「大日本国法華驗記」第百十三「奥州鷹取男」】（岩波思想大系本）

陸奥国有一人。姓名未詳。田獵漁捕。取鷹為業。常取上鷹。為活生謀。雌鷹思念。我常逐年。造巢生卵成雛。人来奪取。子孫既絶。誰復繼胤。今生卵不令人。作是年已。尋求人跡不通險処。造巢生卵。離前々巢。飛到峨峨石巖涯岸。下臨大海。青水浩々。上臨虚空。白雲眇々。其岸中央有小凹所。造巢生子。

【「取鷹俗母縁」】

オ 2 陸奥國ニ一人俗候ヒキ獵捕 カリスナトリヲ

3 爲シテ宗ト鷹ヲ取ヲモテ業トセリ身ノ上ノ

4 衣裳ト云モ鷹ヲアキナンテ儲之

5 □中ノ食モ鷹殺テ化易

1ウ 捻テ妻子眷屬ヲカヘリミ候事モ

2 偏ニ鷹取テ○然間如何例取

3 鷹ヲ之候ケレハ鷹モ賢キ鳥候レハ

4 前々作ル所ニハ巢ヲ不喰遙ニ

5 峩々タル石ハヲノ中ニ飛至ラ巢造リ

右の比較からも知られるように、本書とその出典である「大日本国法華驗記」第百十三「奥州鷹取男」では内容や話

題の焦点のあて方自体の異なっていることが知られる。また、本文の省略乃至は話題転換を示すとおぼしい「○」は、右の例を含めて数例存している。このような符号は次の例のごとく、安居院唱導の書として著名な「言泉集」⁽¹⁾にも存しており、本書と唱導との関わりの証左かとも窺われる。

・愚迷縛着^{シテシテ}計爲己^{スツレカト}有^{シテ}○唯^{シテ}有患者不貪^ス恩愛^ヲ覺苦^{シテ}捨^テ習^ヲ勤修^ニ經戒^ニ「言泉集」四帖之三

次に本資料の書写時期について検討してみる。本資料に於ける言語事象として気づかれるところを指摘すれば、以下のようなものが挙げられる。

① 仮名遣の乱れ

・其価直^ヲモテ^{コソ}朝夕^オ送^{クル} (2ウ5)

右の例の如く、助詞の「ヲ」を「オ」と表記した例が見出せる。このような「オ」と「ヲ」の仮名遣の乱れは、平安時代後期頃から起こったとされ、本書のごとき格助詞「ヲ」の仮名遣の乱れは柏原白山出土「康和五年銘経筒 (AD.1103)」にもあり、この時期以降に多くの例を見出すことができる。

② 係結の乱れ

・我^カ身^ハ年^ハ來^ニ之^ニ間^ニ取^テ鷹^ヲ与^テ人^ニ其^ノ價^ヲ直^ラモテ^{コソ}朝夕^オ送^{クル}ハ^カリ^ト事^トモシ^ク衣^食ノ^二事^ニモ^チ充^ル事^候ハ^ン (2ウ4)

助動詞「コソ」の結びとしては本来已然形となるべきところが右の如く助動詞「ム(シ)」の終止形「ン」で結ばれている。このような係結の乱れは院政期頃から起こったとされている。⁽²⁾

④ m n の混同

・汝^チ繩^ヲ取^テ漸^々ニ^カム^石ハ^下セ (3ウ4)

・鷹^取ヲ^ハカ^ン石^ニ捨^置 (4オ5)

「巖」字は『広韻』では「銜」韻字であり、韻尾は「m」となる為、「カム」と表記されるべきところが右の例の

如く「カン」と表記された例が存し、m nの混同例と考えられる。このようなm nの混同は鎌倉時代中期頃には既に完了していたと考えられ、本書の例は鎌倉時代中期頃の言語事象を反映しているものと考えられる。

⑤ 促音便・撥音便

・是事ヲ見了テ鷹カ取家ニ帰ヘテ歎キ申様(2ウ2)

右の例は、本来「帰リテ」とあるべきところが促音便化し(ラ行音の促音便)、その促音部分が無表記された結果「帰ヘテ」と表記されたものと考えられる。

このようなラ行音の促音便化の例は、院政期書写の「三教指帰注」⁽⁴⁾にも次のごとく用例を見出すことができる。

・三人ノ大臣有テ此ヲ教シカトモ不順カハ一(22オ1)

又、次の例の如く「アキナヒテ」とあるべきところが「アキナンテ」と表記された例が存し、促音便の例と考えられる。

・身ノ上ノ衣裳ト云モ鷹ヲ~~ア~~アキナンテ儲之(1オ4)

ハ行音の促音便の例は、東国語の発音の反映かとも言われる例であり、そのような例が本書に存することは注目される。このような例は、東国語を反映していると言われる院政期書写の「三教指帰注」にも次のような例が存する。

・件ノ王高名ノ玉ヲウシナンテ蘇秦ヲ盗人ニサシテシハリウチハル(7ウ7)

これらの言語事象と後掲の片仮名字体表とから考えるならば、本資料は鎌倉時代中期頃の資料と考えられる。

又、本資料には次の如く、転写の結果起こったと考えられる誤写も多々存する為、鎌倉時代中期の転写本と考えることが出来る。

へ字形の類似による誤写…「テ」↓「ヲ」↳ 遙ニ我々タル石ハヲノ中ニ飛至ヲ巢造リ(1ウ5)

△字形の類似による誤写…「リ」↓「〇」▽臨メハ下ニテ青水浩々々〇(2オ4)

△字形の類似による誤写…「住」↓「佳」▽見ハ鷹ノ佳|人所ニテ人ノ可通様不見(3オ1)

【仮名字体表】

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
✓		う	や		ハ ハ ハ	ナ	タ	サ	カ カ	ア
シテ	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
✓		リ		ミ	ヒ	ニ		し し し	い い	イ イ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル		ム		ヌ	い い い	ス	ク ク	ウ
豊符	エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
カ リ、		レ		メ	ヘ		テ	セ	ケ ケ ケ	
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	シ ン		ヨ	モ		ノ ノ	ト	ソ	コ	オ

但し、先に示した言語事象から考えるならば、本資料の親本(乃至は祖本)自体も鎌倉時代中期から大きく廻ることは出来ないものと考えられる。

三、説草資料としての性格

本資料は、行頭に「日本法花験記下云」とあるように、鎮源撰の「大日本国法華験記」の下巻「第一百十三 奥州鷹取男」を出典としていることが知られる。

現在、「大日本国法華験記」の写本としては

高野山宝寿院本（仁平三年書写）

真福寺大須文庫本（南北朝期書写）

彰考館文庫本（室町時代書写）

の三種が紹介されている。そのうち、真福寺本についてはその形態が小型本（縦14・3 cm×横23・0 cm・横長袋綴じ装）であること、また、本来の漢文体から離れた片仮名文的な表記であることなどから唱導との強い関わりが指摘されている。⁽⁶⁾この点からするならば、本資料は真福寺本よりも更に小さく、小型の懐中本と考えられ、又、文体的には漢字片仮名交り文として一貫しており、外形的な面から唱導との関わり、即ち、説草資料であることを窺わせる。更に注目すべきことは、本資料の構成である。本書の書き出し部分は「日本法花験記下云」で始まり、「大日本国法華験記」の下巻「第一百十三 奥州鷹取男」の内容を示し、終わりの部分は「トコッハ注置候 以之思之候ニ」となっている。即ち、本資料の構成を次のような形で示すことが出来る。

〈書き出し〉「日本法花験記下云」

〈本文〉「大日本国法華験記」下巻「第一百十三 奥州鷹取男」の内容

〈結語〉「トコッハ注置候。以之思之候ニ」
（コレモツテワラオモヒサブラフニ）
「（傍訓・句点・返点は稿者が補った）」

この結語のうち、「トコッハ注置候。」の部分は書き出しの「日本法花験記下云」に呼応する字句と考えられる。一方、「以

「之思_レ之候_二」という字句は一見、文章が完結しておらず、本文が作成途中であつたかのように見えるが、単なる「書きさし」と考えるべきではないと思われる。説法的手段として、「法華經」の功德を典拠（「大日本国法華驗記」）に基づいて語る譬喩因縁が試みられ、次いでその事実を踏まえた論議の算題を場に即した形で即興的に行うとすれば、結語が一見「書きさし」であるかのように見えることは、「以_レ之思_レ之候_ニ」以下が説法の場に於いては様々な形で語られる為にその続きは固定的なものとはなりえず、それ故に本稿はこの結語で完結しているものと考えられる。即ち、本資料の結語は即興的な新たな説法を導き出すための話題転換の語として存在するものと考えられる。そして、このような結語の存在からも本資料が説法の場で用いられた説草資料であることを窺わせる。

このことは、次のような言語事象からも窺われる。

①「候」体

- ・ 鷹_モ賢_キ鳥_候 前々作ル所ニハ巢_ヲ不_レ喰_ニ (1ウ3)
- ・ 其ノ時ニ鷹取男走求ルニ多日カ間_ヲ尋_テ巢_ノ在_レ處_ヲ見_候ケレハ凡_以ノ外_□石巖ノ洞_ヲノ (2オ2)
- ・ 然_モ是ノ男頃年之間毎月十八日持齋_ニテ清_衣著_シ身_ヲ清_淨ニキヨメ法_花經ノ第八卷_ヲ讀_誦奉_ル身_ニテ候 (5ウ2)

②引用形式

- ・ 是事_ヲ見_了テ鷹_カ取_家ニ歸_ヘテ歎_キ申_様「我_カ身_ハ年_來之間取_鷹ヲ與人_其價_直ヲモテコソ朝夕オ送_{クル} (中略) 何_カスヘキ」ト歎 (2ウ3)
- ・ 如是歎_テ傍_人ヲ語_リ申_様「我_何ニモシテ鷹_ヲ子_ヲ取_ト思_汝我_カ隨_エ我_詞ハニ (中略) 次_ニ又_引上_給ヘ」ト約_束シ_了 (3オ5)
- ・ 即_彼人鷹_年カ家_ニ候 申_様 取_妻子_ニ「汝_カ夫_ハ巖_{ヨリ}落_テ已_死去_シ了」 (4ウ1)

右の例の如く、聴衆に対する直接的な敬語表現としての「候」体の存在や引用形式の「申_様」の存在は、本資料が説草資料であることを言語の面からも窺わせる。とりわけ、引用形式の「申_様」は、次の例の如く、「今昔物語集」や「打

聞集」、「法華百座聞書抄」などの説話集に多用されることが指摘され、口語的性格を持ち、片仮名交り文に關係の深い形式ではないかと指摘されている形式である。⁽⁷⁾

・采女共ノ申様「太子妃ト睦ツビ給フ事、未ダ不見ズ」ト。「今昔物語集」卷1・3)

・義忠申ケル様「此ノ資業朝臣ノ作レル詩ハ……他声ニテ……其ノ饗応有テ被入タル也」ト。

(「今昔物語集」卷24・29)

この形式の存在が本資料の口語的性格、ひいては、説草資料としての性格を窺わせている。また、先にも示した係結の乱れや音便の例なども口語的性格の反映と考えられる。

言わば、本資料は外形的な面のみならず、構成、又、言語事象の面からも唱導的な性格が窺われ、本資料を説草資料として位置づけることが出来そうである。

四、おわりに

以上、本資料に関する若干を述べてきた。

本資料の類話には出典としての「大日本国法華験記」卷下第百十三話の他、左の如く

「今昔物語集」卷第十六「陸奥国鷹取男 依観音助存命語第六」

「宇治拾遺物語」「観音化蛇事 卷六ノ五」

金沢文庫本「観音利益集」「陸奥鷹取 依観音経之力遁難所事」

「古本説話集」「観音経蛇身に変化して鷹生を輔け給ふ事 第六十四」

などが存し、いずれも「法華経」の譬喩因縁譚としての内容を有している。これらのうち、類話關係から見れば本書は、「今昔物語集」と内容的に近く、その他の説話集とは内容的に相違が存する。このような観点から説話資料として考え

る場合にも本書は貴重な資料と考えられる。

今後は、右の如き観点からの研究も視座に入れ、更に詳細な検討を加える必要が存する。

注

- (1) 永井義憲『安居院唱導集』上巻 (S47・3 角川書店)
- (2) 小林芳規「中世片仮名文の国語学的研究」(『広島大学文学部紀要』、S46・3)
- (3) 注(2)論文
- (4) 小林芳規「国語資料としての中山法華経寺本三教指帰注」(『中山法華経寺本三教指帰注總索引及び研究』築島裕・小林芳規 篇 S55・8 武蔵野書院)
- (5) 注(4)論文
- (6) 千本英史『日本法花験記 高野山宝寿院藏』解説(臨川書店 S58・4)
- (7) 遠藤好英「今昔物語集の文章の性格と史的位置——会話の引用のくま形式の考察を中心に——」(『訓点語と訓点資料』40 S44・6)

表紙
西平田 釜口

應永十三 伊勢降

役行者悲母事 寫了

- 見返 1 役行者俗姓ハ賀茂氏今ハ 云
- 2 大和國葛上郡人也智深ク悟 フカシ
- 3 葛木山ニ籠居四十年石室ヲ栖トシテ
- 4 人間ニ跡ヲ削リ藤ノ皮ヲ衣トシ松ノ
- 5 葉ヲ食トス淨キ泉ニ心ヲアラ ヒ孔
- 6 雀明王ノ神咒ヲ誦靈驗ヲ顯シ五色
- 7 ノ雲ニ乗シテ仙宮ニ通シ人ナリ後ニハ
- 8 鬼神ヲツカヒ水ヲ汲セ薪ヲコラス

- 9 葛木ト大峯トニ橋ヲワタサムト思
- 1オ1 ヒトコトヌシノ 一言主 神ニ勅ス時カタキ由辞スレ
- 2 トモ責伏ス既ニ大石ヲ送り調テ夜中
- 3 ワタシ染ム此神形兒ミクルシケレハ恥テ
- 4 ヒルハサテ置テ夜々ワタサント云
- 5 役云何ソ恥カアルヘキ其義ナラハ橋モ
- 6 ナワタシソトテ神咒ヲ誦シ心經ヲ
- 7 テ神ヲシハリカ、メ谷ノ底ニナケ入ヌ
- 8 藤原ノ宮ニ天下ヲ治サメ給シカハ一言主ノ
- 9 神宮人ニ付テ詫宣シケルハ役行者ト
- 1ウ1 云聖リ謀ヲ廻シテ國ヲ傾ケ王城ヲ奪
- 2 トスト讒奏ス 勅使ヲツカハサレテ行
- 3 者フトラエントスルニ 空ヲ飛テ逃去リ
- 4 ヌサテアルヘキニ非ストテ其ノ身カワリニ
- 5 行者ノ母ヲカラム

- 6 優婆塞思フ様我レハ逃ルト云ヘトモ母儀
- 7 ウキ目ヲ見ル イカ、ハセム
- 8 木ハ地ヨリ生シテ還テ地ヲカサリ
- 9 雲ハ山ヨリ起テ還テ山ヲ覆フ
- 10 サレハ

「役行者悲母事」解説

宇都宮啓吾

本資料は唐招提寺に於いて古経番号「二三三」として蔵される片仮名文資料一帖である。

外題は表紙左肩に「役行者悲母事」と墨書のうちつけ書きがされている。表紙右肩には細字で「西平田釜口」「應永十三年 伊勢降」の注記が二行にあるが、その記述内容については未詳である。外題下には本文と同筆で「写了」と墨書されている。表紙・本文の料紙は共紙の楮打紙で、見返しも共紙。本文は見返しから始まっており、「役行者俗姓ハ賀茂氏」と書き出している。装丁は枳形粘葉装。但し、糊離れとなっている。縦が14・4 cm、横が9・8 cmで一面9行、一行18字前後、尾欠（帖首一折一紙のみ）の懷中本と考えられる。

次に示した片仮名字体表や本文の筆致、また、表紙右肩の「應永十三年 伊勢降」という注記から本書は室町時代初期、應永十三年（A.D.1466）頃の書写と考えられる。

内容は、役行者が鬼神を使役して葛城山と大峰山との間に橋を渡そうとして一言主神を苦役したためにその讒言にあつて朝廷に捕らえられた話となっている。この内容は、次に本書との対照を示すように、「元亨釈書」と近いようである。

【元亨釈書】

役小角者。賀茂役公氏今之高賀茂者也。和州葛木上群茆原村人。小敏悟博學兼郷佛乘。年三十二棄家入葛木山。居巖窟者三十餘歲。藤葛爲衣松果充食。持孔雀明王呪駕五色雲優遊仙府。驅逐鬼神以爲使令。日域靈區修歴殆徧。一日告山神曰。自葛木嶺蹊金峯山。其間危嶮雖苦行者猶或艱。汝等架石橋通行路。衆神受命夜夜運岳石督營構。小角呵神申。何不早成。對曰。葛城峰一言主神其形甚醜。難畫役待夜出。以故遲耳。小角促一言主。一言主不肯。小角怒呪縛繫之深谷。一言主託宮人曰。我是管逆寇之神也。竊見役小角潛窺國家。不急治殆乎危。宮人以聞。文武帝下

勅召小角。小角騰空飛去。不得追捕。官吏設計略取其母。小角不得已自來就囚。

【「役行者悲母事」】(句点・□は稿者が補った。)

役行者俗姓ハ賀茂氏。今ハ□□□□云大和國葛上郡人也。智深ク悟フカシ。葛木山ニ籠居四十年。石室ヲ栖トシテ人間ニ跡ヲ削リ藤ノ皮ヲ衣トシ松ノ葉ヲ食トス。淨キ泉ニ心ヲアラヒ孔雀明王ノ神咒ヲ誦靈驗ヲ顯シ五色ノ雲ニ乘シテ仙宮ニ通シ人ナリ。後ニハ鬼神ヲツカヒ水ヲ汲セ薪ヲコラス。葛木ト大峯トニ橋ヲワタサムト思^{ヒトコトメシ}一言主神ニ勅ス時カタキ由辭^{スレ}トモ責伏ス。既ニ大石ヲ送り調テ夜中□□ワタシ染ム。此神形兒ミクルシケレハ恥テヒルハサテ置テ夜々ワタサント云。役云「何ソ恥カアルヘキ。其義ナラハ橋モナワタシソ。」トテ神咒ヲ誦シ心經ヲ□□テ神ヲシハリカ、[×]谷ノ底ニナケ入ヌ。藤原ノ宮ニ天下ヲ治サメ給シカハ一言主□□神宮人ニ付テ託宣シケルハ「役行者ト云聖リ謀ヲ廻シテ國ヲ傾ケ王^{城ヲ}奪トス。」ト譏奏ス。勅使ヲツカハサレテ^行者ヲトラエントスルニ空ヲ飛テ逃去リヌ。サテアルヘキニ非ストテ其ノ身^{カワリ}ニ行者ノ母ヲカラム。優婆塞思フ様、我レハ逃ルト云ヘトモ母儀ウキ目ヲ見ルイカ、ハセム。木ハ地ヨリ生シテ還テ地ヲカサリ雲ハ山ヨリ起テ還テ山ヲ覆フ。サレハ但し、本書は朝廷が役行者を捕らえるためにその母を搦めた部分から以降が詳細となっているが、途中から欠失しているために具体的内容は未詳である。外題から推察して母を巡る物語と考えられる。例えば、「私聚百因縁集」には「父母菩提のために千の石の卒塔婆を造つて供養する」話(行者誓テ曰ク。我父母囚獄ノ恩報センカ爲メニ恭敬供養ス千ノ石塔ヲ。)や「母を鉢にのせて共に新羅へ飛び移る」話(行者ノ母白專悲シム恩愛ノ別ヲ。行者モ親子ノ別離離^ニ思コト無^ニ爲方。難^ニ見捨^ニ母ヲ乘鉢ニ奉^テ。我身居^ニ草座^ニ萬里ノ波浪ヲ被^レ移^ニ新羅朝ニケリ。)が存し、こういった類話が本書の後半に存したかとも考えられる。但し、本文が「サレバ」(行頭)で終わっており、単純な欠失とは考え難く、書きさし乃至は先の「取麿俗母縁」の如く、即興的説法を導く為の意図的な完結かとも窺われるが明確にし難い。

【仮名字体表】

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ン ン	ワ	ラ			ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
シテ	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
		リ		ミ	ヒ	ニ		シ シ	キ キ	イ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル ル		ム	フ フ	ヌ	ツ	ス ス	ク	ウ
疊符	エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
イ カ ハ	エ	レ			ヘ		テ	セ	ケ ケ	
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	シ					ノ	ト	ソ	コ	

(表紙)

* 己巳小枿□□□□

* 「己巳」は或いは「己上」か。解説及びその注(1)参照

唐土 并方壺草餅事

桃華因縁

三月三日

<13 オ>

1 オ

漢朝ニ或*セツフ樵夫候ケルカ

2

為キコリ取ニ薪ヲ入山ヘ*リ候

3

而*マヨイ二道ニ迷ヒテ何イック

4

トモ無ク、分行候程ニ

5

浦ハタニ、フツト出候

<13 ウ>

1 ウ

不思議思ヲナス處ニ

* 「樵」は原本「樵」に作る。以下同様

* 「へ」は「二」に重書

* 「迷ヒ」上からなざる。以下同様の箇所多数あり、一々注せず

2 山ノ奥ヨリ、川流

3 出タリ、此河ノ水ニ

4 桃ノ花多ク浮ミ

3 1 取ニ之ヲ一食シ畢ヌ

2 又水ヲ飲ミ候、其後ハ

3 且テ食スル事モ、無トモ

4 更ニヒタルキ事無シ

5 爰樵夫思候様ハ

3 1 桃ノ花ハ、至タル、深山ニ

2 無キ物ヲ、イカニモ

3 此奥ニ里アルラシト

4 思テ尋^{*}行候ホトニ

5 犬ノ啼ユル聲ヘ

1 聞ヘケリ、サレハコソ

2 里ハ有レト思ニ道ヲ

*某字抹消か

3 シルヘニテ、行候ホトニ

4 不^ニ思^ニ、フツト、仙家ニ至ル

5 中^{ウチ}ヨリ、仙女出^{アヒ}合^テ、申様

1 何ニトソ、御分ハ來リ

2 給フソ、此處ハ仙家ナリ

3 凡^{コツ}骨ニテハ、來ル

4 事不^{カナハ}叶、何事カ

5 アリツルト申スニ、此山、

6 奥^{フツ}ヨリ

1 川ナカレ出テ、候ツルニ

2 其川ノナカレノ、浦ハタ

3 ニシテ、桃ノ花ノ有リツル

4 ヲ取テ食テ候ツル

5 ナリト申、サテハ

6 ソレコソ、仙藥ニテ

* 「不^ニ思^ニ」の右傍、抹消か、或いは某字重書か、未詳

* 「不」の左右に大きな傍点あり、或いは「不」の草書「ふ」の左右画「い」を、なぞる意味で加筆したものか。「不」左下にも小点あり、未詳

* 「シテ」は「テ」に重書

12ウ> 候へ、此仙家ニ來ル

2 道理ナリ、然ニ犬ノ

3 吼ルハ何ニトカ、思フ

4 此犬ハ准王ト、申シ、

5 王習ニ、仙術ヲ、合セニ

2オ> 仙藥ヲ、服之、仙人ト

2 成テ此處ニ、有リ

3 其藥リヲ、筵タル、曰ウス

4 キネヲ、ネフリ、タル

5 犬ト、鶏ト、仙ノ法ヲ

2ウ> 得テ、此處アリ

2 ト申ス、此男カ

3 心ニハ二三日ト、程ト

4 此仙家ニ止住スラ

4オ> 思フ處ニ、此仙女、此男ニ

*某字抹消して「フ」に訂す。「フ」の意義未詳

*合点二重に附す

2 申ス様、若歸リタクハ

3 可歸*1シカヘル之由*2、申シケル、ホトニ

4 此男可キカヘル歸ニ、古郷ヨシニ由

5 答へ候、如元オキモトノ、道チニ

<4ウ> 1 マカセテ、カヘリ 候

2 程ニ、舊里ニカヘリ

3 付ヌ、本ノ郷里ハ

4 更ニ不見スミヘキ、尋ミ老人ヲ、

5 問トニ事ノ子細ヲ候ニ

<5オ> 7 1 無ト子細ニ、我舊里ナリトナリ

2 更其跡ハ無シ、又入ニ山ニ

3 年曆ヲ、勘候へハ、七百

4 余歳ニナル、其桃花ノ

5 花ヲ取テ、食シケル

<5ウ> 7 1 三月、三日ニ當ルナリ

*1傍訓「シ」ママ *2返点ママ

*左傍に小点あり、未詳

*「尋」右傍、塗抹か、或いは某字重書か、未詳

*「ト」は「ノ」に重書

2 仍^レ以^テ此^ニ因^リ縁^ラ一

3 三月三日ニ桃花ヲ

4 賞スルナリ是仙

5 藥ナリ

<6
8
オ> 1 魏文帝ノ御時曲水ノ

2 宛ト云事有リ巴水

3 トテ此巴字ノ様ニ

4 マカリタル河ナカレ

5 此川ニ蓋^キ浮^メテ

<6
8
ウ> 1 桃ノ花ヲノム事ヲ

2 被^{ラレ}始^{タリ}此事ヲ

3 聖廟御詞ニ

4 思^ニ魏文ヲ^ニ翫^{ソフ}風流ヲ

5 トハアソハサレテ候

<7
9
オ> 1 崎^{クニ}犬^ニ花^ニ吼^{コヘ}聲^{キコユ}聞^ニ

*「宛」ママ

*「ラレ」の「レ」の右傍に更に「レ」あり

2 紅桃之浦ニト申ス

3 此事也

4 漢武帝第六、孝武

5 皇帝、御時東方朔

<7ウ>
9ウ 1 云者有リ、西王母カ

2 桃、三千年ニ、一度

3 ナルヲ、二度ヒ食シ

4 タリト云ヘリ

5 又方壺餅事

<8オ>
10オ 1 此方壺草ハ、蓬萊、方丈

2 瀛洲、三嶋ノ中ニ、方長

3 有ル草ナリ、彼仙屈ニ

4 アル草ヲ以テ、ツク

5 餅ナレハ方壺餅ト

<8ウ>
10ウ 1 ト申スナリ、或ハ

*「ト」重複、ママ

2 蓬萊ヨモギニ蓬多シ、此又

3 仙藥ナレハ、蓬子餅ト

4 云、夕、方トコ餅ト人イヒ云

5 習シタリ、此方壺*

<9オ>
11オ
1 草ハ、金銀ヲ、方取タル

2 草ナリ、花ハ金ネ、葉ハ

3 銀ネナリ、サレハ、或詩ニモ

4 三壺ニ雲浮フ眼コ七

5 万里之外ニ渡ルト申スハ

<9ウ>
11ウ
1 此事ナリ、海ノ中ニ

2 此三ノ嶋ノ候ナルカ

3 壺ヲ三ツ、並ヘタル

4 カ様ニ見ヘ候ナリ

5 仍テ、三壺トハ申候欵

<10オ>
12オ
1 此草ヲ以テ餅ヲ、ツキテ

*右傍「ト」は重書か、或いは抹消か
*「方」は「者」に重書

- 2 食スルモ、桃ノ花ヲ用ヒ
- 3 候モ、皆以漢朝ノ以_テ
- 4 風儀ヲ、□朝ニ賞
- 5 翫候ナリ
- 10ウ
12ウ
1 用草餅事、周ノ
- 2 靈王ノ極_テ腹惡_{シク}
- 3 有ケルニ、知臣草餅_カ
- 4 藥ト云事_■事ヲハ
- 5 王ニハ不奉知_レ知臣
- 11オ
13オ
1 ヤマウタリケル□アリ
- 2 後世人皆知用之也

*「以」と「朝」左下返点ママ、衍か。その下の「以」の返点「三」もママ

*「云」の抹消か。下の「事」ママ

*1料紙折目近くに墨筆あり、文字か汚れか未詳
*2「ル」の下部に斜線あり、未詳。その下も破損のため未詳、或いは某字の抹消とも見える

「桃華因縁」解説

山本秀人

一、書誌の概要と本文について

本書は、粘葉装の小型柗型本の一帖である。奥書は存しないが、仮名字体（仮名字体表参照）や全体の書きぶりより、室町初期頃の書写と見られる。表紙中央に外題「桃華因縁」を記すが、その右上に「唐土」、右下に「并方壺草餅事」、左下に「三月三日」と附記されている。また表紙右端には、別筆と見られる書入れ「己巳(?)小柗□□□□」が存するが意義未詳であり、下四字（カ）は解説不能で、「己巳」も存疑である。⁽¹⁾内題、尾題は存しない。全料紙糊離れとなっており、左右頁が分離してしまった料紙もあり、全体が錯簡となつてゐる（影印は現状のままとし、翻刻は本来の順序に直してゐる）。そのほかの書誌項目を掲げる（一部重複）。

粘葉装（糊離れ、錯簡）、楮打紙、共紙表紙、無界、一頁五行、片仮名交り文、縦九・八糎、横一〇・〇糎、一四紙
本書の内容は、三月三日の桃の節句の起源を、桃花源の伝承に結び付けた説話を本体とし、その後桃の節句の行事に関わつて、「又方壺餅事」を附加している。本体部分もその末尾には、曲水の宴の起源などが桃花源説話とは別に添えられている。

これら本文の全体に互つて、句毎に合点が附されており、また屢々本文の字句がなぞられている。これは、本書が実際の唱導の場において使用されたことを物語つていよう。なお、なぞつた筆は、元の本文の筆とは或いは別筆かとも見えるが判然としない。傍訓の中には、明らかに本文をなぞつた際に施されたものがあり、また合点より後に施されたことが明らかな傍訓もある。⁽²⁾

【仮名字体表】

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ン	ワ	ラ	カ	ニ	ハ い	ナ	タ	サ	カ ヤ	ア
シテ	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
メ		リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ し	キ ー	イ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ ツ	ス	ク	ウ ウ
豊符	エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
タ、 ミ く		レ		メ	ヘ	子	テ	セ	ケ	エ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ヲ ヲ	ロ	ヨ	モ モ ヒ	ホ	ノ	ト ト ト	ソ	コ	

本書については既に、文学研究の立場から、岡見正雄氏による紹介があり、全文の翻刻も掲げられている。^③但し、国語学研究の資料に供する立場からは翻刻し直す必要があり、ここに改めて、影印と共に翻刻して紹介する次第である。

本書の成立については、右岡見氏論考において、和漢朗詠集との関係が指摘されている。これを受けて、黒田彰氏は、本書の説話が和漢朗詠集の注釈書に基いていることを、詳細な検討によつて明らかにされている。^④それによれば、和漢朗詠集の注釈の中でも、院政期成立の見聞系和漢朗詠注との関係が深いとされる。本書の成立について、現時点でこれ

に出づるものはないと思われるので、これに従つてその対応の一端を掲げておく。

然ニ犬ノ吼ルハ何ニトカ思フ 此犬ハ淮王ト申シ、王習ニ仙術ヲ合セニ仙藥ヲ服 之、仙人ト成テ此處ニ有リ 其藥リヲ
ツキタル白ウスキネヲオニ■ネフリタル犬ト鶏ト仙ノ法ヲ得テ此處アリト申ス（4ウ2く5ウ2）

淮南ノ王劉安ト云シ人、好仙ニ、仙藥ヲ合セ春テ服テ、昇天。其藥春ツキタル白杵ノ有シヲ、犬鶏ナントノ舐ネワリタリシカ、
 皆得仙ニ天ニ昇リシ也。漢書ニ云、犬吠天上、鶏鳴雲中ニ云ヘリ。（国会図書館本和漢朗詠注四「漢帝竜顔」注一八四頁）

二、国語学的価値について

本書を国語学資料として見た場合、使用語彙の中で、「ヒダルシ」「フット」が注目されよう。

「ヒダルシ」は、ひもじいという意の形容詞であり、

且テ食スル事モ無トモ更ニヒタルキ事無シ（2オ4）

の一例が見られる。「ひだるし」の女房詞「ひ文字」を活用させて形容詞「ひもじい」が成立したとされているが、「ひだるし」の古い例としては、建長六年（一二五四）成立の古今著聞集の、

この一兩日食物たえて、術なくひだるく候まゝに（卷十二・偷盜三五〇頁）

が、これまで知られる最古例のようである。次いで建治元年（一二七五）成立の名語記にも、語幹の「ヒダル」が、

食事ヲネカフヲヒタルトナツク如何 ホシツカレルノ反ハヒタル也（卷八130ウ）

の如く見られる。

本書の例は、書写年代によれば室町初期頃の用例を加えることになる。また、本書の文章の口頭語的性格をも示すものとしても注目されよう。

「フット」は次の二例が見られる。

道ニ迷^{マヨ}ヒテ何クトモ無ク分行候程ニ浦ハタニフツト出候(一〇五)

道ヲシルヘニテ行候ホト^ニ不^ズ思^フフツト仙家ニ至ル(三〇四)

いづれも、不意に、思い掛けずという意の副詞であり、現代語の「ふと」や「ふつと」に該当する一種の擬態語かと思われる。⁽⁸⁾

「ふつと」は中古和文以来、例が存し、その用法は必ずしも一通りではないようであり、解釈の一定していない例も少なくないようである。本書の用法に近いかと思われる例としては、

義時ト云時正ガ子ヲバ奏聞シテ、又フツト上臆ニナシテ(愚管抄卷六・順徳三〇四頁)⁽⁹⁾

ナイ事カフツトテキ(出来)タ心ツ(史記抄卷十一)35オ⁽¹⁰⁾

などが掲げられよう。今昔物語集にも「フツト」が存するが、いづれの例も、

縄ナトノ切ル、様ニフツト切ル、マ、ニ(卷二十三第二十三)

頸ヲフツト昨切落シテ(卷二十七第十三)

などのように、フツツリ切る様子を表す擬態語かと思われ、本書の用法とは異なるようである。今昔物語集の「フツト」については、日本古典文学大系『今昔物語集 五』補注(山田忠雄)において、やはり今昔物語集に見られる「ツフト(ツフト)」と関連付けて、完全に、十分にの意と考えられる旨が述べられている。

これに関して若干言及すれば、「つぶと」「ふつと」は共通する点が多く、それを端的に示しているのは、既に指摘されている、図書寮本類聚名義抄の次条である(割注は《》に括って記す)。

所都《弘云巨胡父：ミ(平)ヤ(平)ヒ(上濁)カ(平)ナリ詩 ナ(平)ラ(平)ヘ(上)リ(平)異 ス(上)ヘ(平濁)テ ツ(平)フ(上濁)ニ彦 真

云コ(上)ト(上)、(平濁)、(平)クニ 玉抄云オク ツフト フツト スヘテ ミナ ナカク アツク》(二七九頁)

「都」の和訓として、「スベテ」「コトゴトクニ」「ミナ」などと共に、「ツブニ」「ツフト(ツフト)」「フツト」が掲げら

れている。「都」に「ツプト」「フット」が附訓された例は訓点資料にも見られ、仁和寺藏医心方院政期点の次掲が指摘される。

擣苦^て酒^を…取都消^{てつとスルに}乃止^{（卷十34オ）}

酒^{フット}・都^は・消止^{（卷十19ウ）}

房室^{スアテ}・都^{カト}絶之^を為上^{（卷一26オ）}

初めの二例は、ここに附訓されている「ツプト」と「フット」との意味が極めて近く、最後の例は、それがまた「スベテ」に近い意であることを良く示している。

和文においても、「ふつと」「つぶと」は共に、すつかり、総て、全くの意で用いられている。これらには、下に打消を伴う例（次掲の内△印を附したものが概して多いようである）

「ふつと」

△涙のふつとい^{（世てこぬいとはしたなき（能因本枕草子一三一段）⁽¹²⁾}

△御屏風のつらにひ^{（可きつけられてふつとうこ動きもせず（大鏡・伊尹）⁽¹³⁾}

「つぶと」

ほと^{（程へ）}懸ぬれはいろ^{（色とも）}のつふとわす^{（忘れ侍りにけるよ（大鏡・道長）}

二條の大路のつふとけふり^{（塵みちたりしさまこそ（大鏡・道長）}

△そのくるま^{（車にの）}乗りけむほと^{（程をおもひい（世つるにつふとおほ覺えず（成尋阿闍梨母集・七二番歌詞書）⁽¹⁴⁾}

但し、大鏡の「つぶと」には、

御て^{（手）}つからつふとぬ^{（筈ひいれさせ給へりけるを（大鏡・公季）}

のように、針をブツツと刺す様を表す例も存する。

打消を伴う「ふつと」「つぶと」は、仏教説話の宇治拾遺物語⁽¹⁵⁾ 打聞集、今昔物語集にも見られる。

「ふつと」

門に入らんとするに、たぎり湯を面にかくるやうにおぼえて、ふつとえ入らず(宇治拾遺物語一一九頁)

「ツプト」

ツフト申へキ事ニモ不候サナリ(打聞集4ウ4)

顔ヲツフト不見^{セヌ}怪^{キニ}(今昔物語集卷二十七第三十八)

ほか、同用法の「フツト」が、明恵関係片仮名文資料の却癡忘記(文暦二年(一二三五)写本)、光言句義釈聴集記(正元元年(一二五九)校本)にも見られる。⁽¹⁶⁾

日本古典文学大系『今昔物語集 五』補注では、従来種々に解釈されてきた今昔物語集の「ツフト(ツプト)」についていづれも、完全に、十分にの意と考えられるとし、上掲大鏡の針を刺す様を表す例などもそれに収斂されるとしている。

「ふつと」「つぶと」に関連する語としては、他に「ふつふつと」「つぶつぶと」なども存在し、それらも併せて検討して行く必要があるが、以上のように概観すると、本書の「フツト」は、「つぶと」と同様に用いられる、すっかり、全くの意の「ふつと」とは別物と考えるべきであるかも知れない(右補注も「フト」の意の「フツト」は別物とする。因みに「つぶと」には不意にの意の例は見出されないようである。⁽¹⁷⁾尤も、いづれに属すると見るべきであるのか判断としない例もあり、ともかくも本書の「フツト」は、「ふつと」「つぶと」の語誌の上で、「ふつと」の一用法の例を提供するものとなる。またこの「フツト」は、本書の口頭語的性格の一端を示すものとも見られよう。

これらの語詞のほか、国語学上、特に注目される点としては、濁点の使用も指摘される。

ネフリタル(5オ4) マカリタル(8オ4)

の二例のみであるが、仮名右肩に圈点双点[。]が施されており、明らかに、声調標示機能は有せず、濁音標示機能のみのものである。片仮名本文の仮名に濁音標示の双点が施された例としては、例えば、延慶本平家物語(延慶二(一三〇九)・三年書写本奥書)に、

アサく(辭々トシテ(一末95オ) コゼムシ(濃染紙)ノ昏二(二本19ウ)

指モイテ。(三末6ウ)

などの例の見られることが思い合せられる。単点と併用されている例も含めて、これらも濁音を卓立するために施されたものと見られるが、その位置より、声調標示機能を依然として有している例と見られる⁽¹⁸⁾。濁音標示の複点の施されている片仮名文・平仮名文資料で、その全例が声調標示機能を持たず、濁音標示のみであるもの、即ち純然たる濁点であるものは、従来より、世阿弥自筆の能本(応永二十年(一四一三)〜正長二年(一四一九)書写)が、その最初期のものとして指摘されている。これには、片仮名右肩に、現在の濁点と同形の双点[。]が施されている⁽²⁰⁾。

濁点の成立や起源については、これまで多くの先学があり、近年、沼本克明博士は、それらを踏えた上で、新資料と新見とを加えた論考を公にされた⁽²²⁾。それによれば、濁声点の濁音卓立標示は一四〇〇年代以前に生じ、声調標示弛緩・放棄、即ち濁点化は一四〇〇年代前半期、右側移行は一四〇〇年代後半期に始まり以後増加するとされている。なお、逸早く仮名右側に濁点が施されている世阿弥能本は、節博士の使用と共に、声明における方法の影響を受けたものとされる。

本書の濁点は僅か二例であり、書写の正確な年紀も未詳であるが、いずれにせよ、濁点を仮名右側に施した相当に早い例として注目に値しよう。

注

- (1) 上二字が「巳巳」であるとすれば「小栴」の直下二字も同様かとも見える。「栴」はあるいは「椒」かとも見える。「唐招提寺古経選」解題では「巳上小栴令食」とし（本稿翻刻で「小栴」の下四字かと思つた所を二字と見る）、後掲岡見正雄注(3)論考も同様とするが、少くとも末尾の「令食」には疑問が残る。もし上二字が本稿翻刻の通り「巳巳」であり、年号を表すとすれば、室町初期前後で該当し得るのは、元中六年（一三八九）、宝徳元年（一四四九）、永正六年（一五〇九）である。
- (2) 以下、本書の挙例に際しては、合点は省略する。
- (3) 岡見正雄「小さな説話本―寺庵の文学・桃華因縁―」（『国語と国文学』第五十四巻第五号、昭和五十二年五月）。
- (4) 黒田彰「『桃華因縁』統紹―注釈から説書へ―」（『国文学』関西大学）第六十号、平成元年一月、『中世説話の文学史的環境』続（平成七年四月に所収）。なお、同論考にも全文の翻刻が掲げられているが、岡見氏翻刻に拠つたものである。
- (5) 黒田彰『中世説話の文学史的環境』（昭和六十二年十月）四五―一頁、伊藤正義・黒田彰『和漢朗詠集古注釈集成 第二巻上』（平成六年一月）参照。
- (6) 注(5)『和漢朗詠集古注釈集成 第二巻上』所収翻刻による。なお桃花源説話の大部分は同本一「春来」注（七二頁）、曲水の宴は同本一「春ノ暮月」注（七三頁）の記事に基いて見られる。
- (7) 日本古典文学大系所収による。
- (8) 本書の「フツト」の「ツ」は促音を表す可能性もあるが、以下、他文献の例も含めて、この点は不問としておく。なお本書には、他に促音を表す表記は、「ツ」表記、無表記等、いずれも存しない。後掲注(17)も参照。
- (9) 一二〇年代成立。日本古典文学大系所収による。
- (10) 史記抄は文明九年（一四七七）成立、『抄物資料集成』所収内閣文庫本による。四河入海は天文三年（一五三四）成立、同所収書陵部本による。
- (11) 卷二十七は鈴鹿本、卷二十三は日本古典文学大系所収（底本東大本乙本）による。
- (12) 田中重太郎『校本枕冊子』による。
- (13) 秋葉安太郎『大鏡の研究 上巻本文篇』所収近衛家旧蔵三巻本翻刻による。

- (14) 延久五年(一〇七三)頃成立。「私家集大成 中古II」所収による。
- (15) 日本古典文学大系所収による。
- (16) 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(「広島大学文学部紀要」特輯号、昭和四十七年三月)、「明恵上人資料 第二」(高山寺資料叢書、昭和五十三年三月)所収各影印参照。
- (17) 日葡辞書(土井忠生・森田武・長南美「邦訳日葡辞書」による)には、
 Futugo. フット 副詞。根もとからばつかりと切るさま、または、きつぱりと返答するさま。
 Futugo. フット 副詞。全面的に。例、Futuguto digitu. きつぱりと否と言った。(以下略)
 Futu. フット Futtoと同じ。副詞。俄かに、あるいは、思いがけもなく。
 Futu. フット 副詞。俄かに、あるいは、思いがけなく。
 とあり、「Futugo (フット)」「Futuguto (フット)」「Futugo (フット)」がすっかり等の意の「ふつと」に該当し、不意にの意の「ふつと」は、「Futo (フツ)」と同じとする「Futo (フット)」がこれに該当しており、両者が別系であるらしいことを伺わせる。なお「ツフト」については、
 Zubuto. ツフト Futugutoと同じ。副詞。すっかり・全面的に。(例文略) 下の語。
 とある(「下」は「X」(=Ximo)で下の国々をいう)。
- (18) 明恵関係片仮名文資料の却癡忘記、光言句義釈聴集記などにおいて、擬態語や口頭語的性格の語を中心に、濁声点を含む声点が屢々施されていることが指摘されている(小林芳規注(16)論考)。
- (19) 近年、表章監修・月曜会編『世阿弥自筆能本集 影印篇・校訂篇』(岩波書店、平成九年四月)が刊行された。
- (20) 応永二十年書写「難波梅」には、^レも見られる。
- (21) 星加宗一「濁点の成立について」(「国語と国文学」第九卷第十二号、昭和七年十二月)、築島裕「濁点の起源」(「東京大学人文科学科紀要」第三十三輯、昭和三十九年四月)、小松英雄『日本声調史論考』(昭和四十六年四月)、秋永一枝『古今和歌集声点本の研究 研究篇下』(平成三年一月)など。
- (22) 沼本克明「濁点の発生から定着まで」(「近畿地方の古寺所蔵文献言語資料の総合的調査研究」平成七年三月、「日本漢字音

の歴史的研究―体系と表記をめぐって―』平成九年十二月にも第六部第三章「濁音符の発生と定着の歴史」の第四節「濁声点から濁点へ」として所収）。